

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第42号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（育児短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第7条 第3条、第4条及び第5条第1項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。</p> <p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の2 [略]</p>	<p>（育児短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第7条 第3条、第4条及び第5条第1項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び<u>育児休業法</u>第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。</p> <p>（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第7条の2 [略]</p>
	<p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>（1）<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>（2）～（4） [略]</p>	<p>2 <u>勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。）とする。</u></p>
	<p>3 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子（<u>勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。次項を除き、以下同じ。）を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</u></p> <p>（1）<u>児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</u></p> <p>（2）～（4） [略]</p>	<p>3 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子（<u>勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。次項を除き、以下同じ。）を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</u></p> <p>（1）<u>児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</u></p> <p>（2）～（4） [略]</p>
	<p>3 勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例</p>	<p>4 勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例</p>

第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者で職員と同居しているものとする。

(1) [略]

(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第12条第15号において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

4 [略]

5 [略]

第7条の4 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア・イ [略]

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2第1項第2号又は給与等条例第26条の7第1項第2号に規定する職員に該当しなくなった場合

エ [略]

(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号に規定する要介護者をいう。第12条第15号を除き、以下同じ。）が死亡した場合

第26条の7第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) [略]

(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

5 [略]

6 [略]

第7条の4 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア・イ [略]

ウ [略]

エ 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより特別養子縁組の成立前の監護対象者等ではなくなった場合をいう。以下同じ。）

オ ア、イ又はエに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2第1項第1号若しくは第2号又は給与等条例第26条の7第1項第1号若しくは第2号に規定する職員に該当しなくなった場合

(2) 介護を行う職員の場合 次のいずれかの事由

ア 当該請求に係る要介護者（勤務時間等条例第9条の2第1項第3号及び給与等条例第26条の7第1項第3号に規定する要介護者をいう。以下同じ。）が死亡した場合

イ [略]

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

第7条の7 勤務時間等条例第9条の3第1項又は給与等条例第26条の8第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の3第1項又は給与等条例第26条の8第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

(4) [略]

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、勤務時間等条例第9条の3第1項又は給与等条例第26条の8第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求があったものとみなす。

3・4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第7条の8 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の6中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第1項」と、前条第1項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第1項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「

イ [略]

(3)・(4) [略]

2～4 [略]

第7条の7 勤務時間等条例第9条の3第1項又は給与等条例第26条の8第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の3第1項又は給与等条例第26条の8第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、勤務時間等条例第9条の3第1項又は給与等条例第26条の8第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3・4 [略]

(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第7条の8 前2条（前条第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第1項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

第7条の11 勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

2～4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の12 前2条(前条第1項第3号及び第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の10中「第9条の3第2項若しくは第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第2項若しくは第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る期間と勤務時間等条例第9条の3第3項又は給与等条例第26条の8第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項中「第9条の3第2項若しくは第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第2項若しくは第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第7条の11 勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) [略]

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

2～4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の12 前2条(前条第1項第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定(第7条の10第3項を除く。)中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第2項」と、「第26条の8第2項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第2項」と、第7条の10第1項中「第9条の3第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、同条第2項中「、当該請求」とあるのは「、それぞれ公務の運営への支障の有無又は当該請求」と、同条第3項中「第9条の3第2項若しくは第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第2項若しくは第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(12) [略]

(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合（男性職員にあっては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第18号及び第19号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める回数及び期間）

(14) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(15) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号にお

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(12) [略]

(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは養育里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。）を含む。以下この号において同じ。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。）1日2回それぞれ1時間の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める回数及び期間）

(14) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(15) 要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護

いて「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会
が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務し
ないことが相当であると認められる場合 一の年におい
て5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)
の範囲内の期間

ア 祖父母、孫及び兄弟姉妹

イ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の
関係にあると認められる者及び職員との間において事
実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員
会が定めるもの(当該職員と同居している者に限る。

)

(16)・(17) [略]

(18) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である
と認められる場合 人事委員会が定める期間内における
3日の範囲内の期間

(19)～(26) [略]

第13条 削除

者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(16)・(17) [略]

(18) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の
事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴
い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事
委員会が定める期間内における3日の範囲内の期間

(19)～(26) [略]

(介護休暇)

第13条 勤務時間等条例第16条第1項に規定する職員の申出

は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。
)の指定を希望する期間の初日及び末日を、介護休暇処理
票又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その
他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会
が定めるものをいう。以下同じ。)により任命権者に対し申
し出ることにより行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出が
あった場合には、当該申出による期間の初日から末日まで
の期間(第5項において「申出の期間」という。)の指定
期間を指定するものとする。

3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規
定により指定された指定期間を延長して指定すること又は
当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に
限る。)に基づき次項若しくは第5項の規定により指定さ
れた指定期間を短縮して指定することを申し出ることがで
きる。この場合においては、改めて指定期間として指定す
ることを希望する期間の末日を、介護休暇処理票又は電磁
的方法により任命権者に申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長
又は短縮の指定の申出があった場合には、第2項、この項
又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該
申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとす

る。

5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第13条の2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第13条の3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（休暇の単位等）

第14条 [略]

2～5 [略]

6 介護時間の単位は、30分とする。

7 [略]

（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認等）

第15条 [略]

第16条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、勤務時間等条例第16条第1項又は第16条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（休暇の単位等）

第14条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

（病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認等）

第15条 [略]

第16条 任命権者は、介護休暇の請求について、勤務時間等条例第16条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

<p>(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第18条 年次休暇、病気休暇及び特別休暇（第12条第12号の休暇を除く。）を請求しようとする職員は、あらかじめ休暇処理票（様式第1号）又は電磁的方法（<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>であって人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。）により任命権者に申し出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には、事後において速やかに任命権者に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(介護休暇の請求)</p> <p>第19条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇処理票（様式第2号）又は電磁的方法により任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>勤務時間等条例第16条第2項の介護を必要とする一の継続する状態</u>について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</p> <p>(介護休暇の承認の決定)</p> <p>第19条の2 前条第1項の請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日後の期間が含まれている場合における当該期間については、任命権者は、当該1週間を経過する日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>(証明書類の提出)</p> <p>第20条 任命権者は、病気休暇、特別休暇及び介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)</p> <p>第18条 年次休暇、病気休暇及び特別休暇（第12条第12号の休暇を除く。）を請求しようとする職員は、あらかじめ休暇処理票又は電磁的方法により任命権者に申し出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には、事後において速やかに任命権者に申し出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(介護休暇及び介護時間の請求)</p> <p>第19条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護休暇処理票若しくは介護時間処理票又は電磁的方法により任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>介護休暇の承認を受けようとする場合</u>において、<u>1回の指定期間</u>について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、<u>人事委員会が定める期間</u>）について一括して請求しなければならない。</p> <p>(介護休暇の承認の決定)</p> <p>第19条の2 前条第1項の規定による<u>介護休暇の請求</u>に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日後の期間が含まれている場合における当該期間については、任命権者は、当該1週間を経過する日までに承認するかどうかを決定することができる。</p> <p>(証明書類の提出)</p> <p>第20条 任命権者は、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇</u>又は<u>介護時間</u>について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</p>
<p>2 (子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第2項</u>に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員に委託されている児童のうち、当該職員が<u>養子縁組によって養親となることを希望している者</u>（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項第3号の規定による委託</p>	<p>2 (子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び給与等条例第26条の7第1項第1号の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第1号</u>に規定する養育里親（以下「養育里親」という。）である職員に委託されている児童のうち、当該職員が<u>同条第2号</u>に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第</p>

をすることができない者に限る。)とする。

3～6 [略]

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(12) [略]

(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの若しくは養育里親であって養子縁組によって養親となることを希望しているもの(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。))を含む。以下この号において同じ。))が当該子の保育をすることができる場合を除く。) 1日2回それぞれ1時間の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める回数及び期間)

(14)～(26) [略]

1項第3号の規定による委託をすることができない者に限る。)とする。

3～6 [略]

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(12) [略]

(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親であって養子縁組里親であるもの(同条第4項に規定する者の意に反するため、同条第1項第3号の規定による委託をすることができないものに限る。))を含む。以下この号において同じ。))が当該子の保育をすることができる場合を除く。) 1日2回それぞれ1時間の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める回数及び期間)

(14)～(26) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年4月1日から施行する。
(平成28年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定)
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例(平成28年岩手県条例第76号。以下「平成28年改正条例」

という。) 附則第2項に規定する職員の申出は、平成28年改正条例(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第16条第1項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日をこの規則(表1の項の改正部分に限る。)による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第13条第1項に規定する介護休暇処理票又は電磁的方法により任命権者に対し申し出ることにより行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第2項に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成28年改正条例附則第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を、介護休暇処理票又は電磁的方法により任命権者に申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり、改正後の規則第16条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。